

令和7年度第1回垂井町地域公共交通会議

と き:令和7年6月19日(木)10:00

ところ:垂井町役場2階 協議会室

次 第

1 町長あいさつ

2 報告事項

(1) 交通不便地域の指定に係る申請について 口頭説明

(2) 県道川合垂井線交通規制に伴う巡回バスのルート変更について 資料1

3 協議事項

(1) 令和7年度垂井町地域公共交通会議 監事の選出について

(2) 令和7年度垂井町地域公共交通会議 予算書(案)について

(3) 令和7年度垂井町巡回バス見直し検討業務(仮称)について 資料2-1~3

(4) 県道川合垂井線交通規制に伴う巡回バスの停留所変更について 資料3

(5) 令和8年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の認定申請について

資料4-1~8

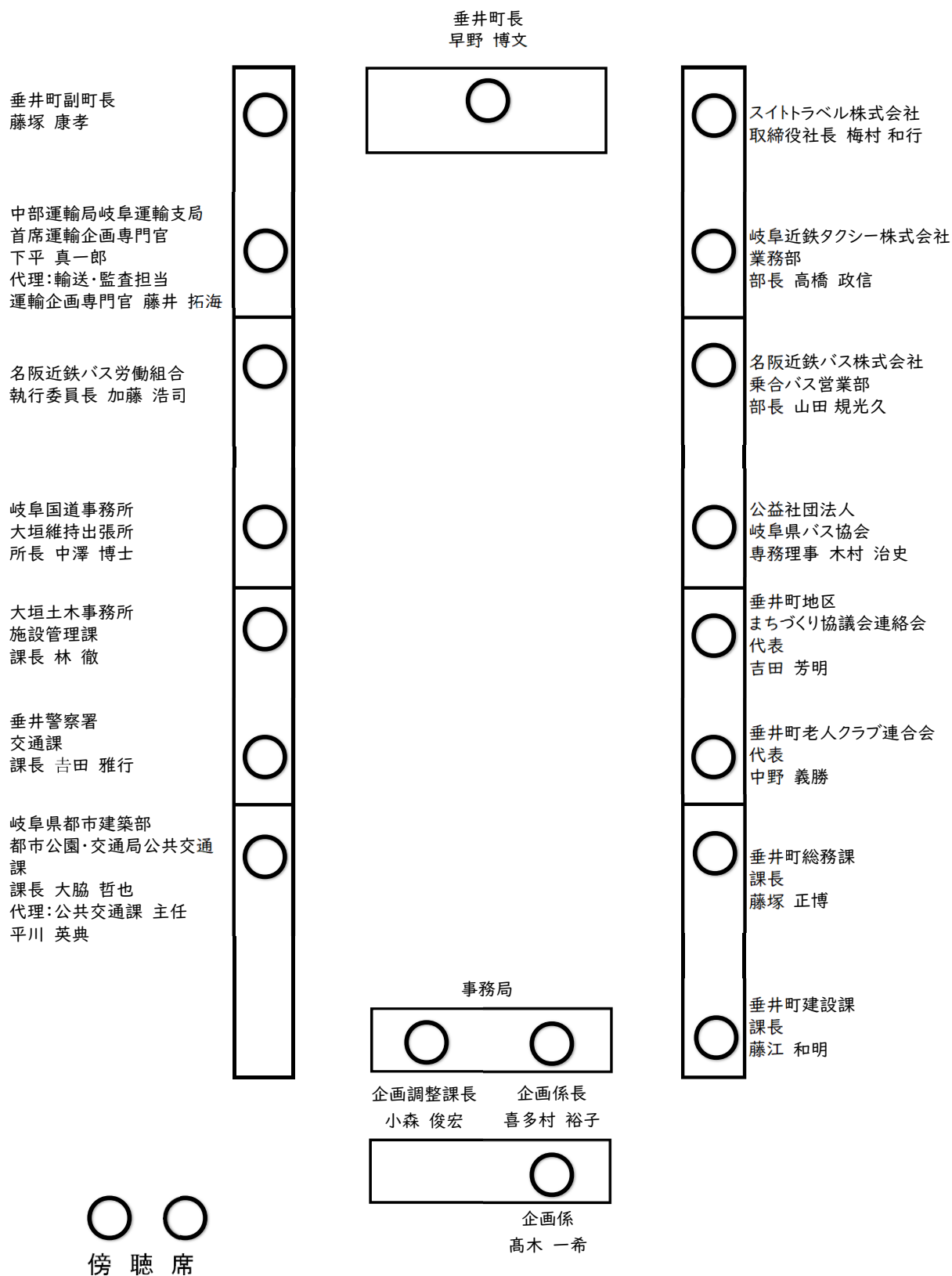
4 その他

令和7年度垂井町地域公共交通会議 委員名簿

No.	区分		団体等	役職	氏名
1	1号委員	町長又はその 指名する者	垂井町	副町長	藤塚 康孝
2	2号委員	事業者	スイトラベル株式会社	取締役社長	梅村 和行
3			岐阜近鉄タクシー株式会社	業務部長	高橋 政信
4			名阪近鉄バス株式会社	乗合バス営業部長	山田 規光久
5	3号委員	事業者団体	公益社団法人岐阜県バス協会	専務理事	木村 治史
6	4号委員	住民代表	垂井町地区まちづくり協議会連絡会	代表	吉田 芳明
7			垂井町老人クラブ連合会	代表	中野 義勝
8	5号委員	運輸支局	中部運輸局岐阜運輸支局	首席運輸企画専門官	下平 真一郎
9	6号委員	運転者団体代表	名阪近鉄バス労働組合	執行委員長	加藤 浩司
10	7号委員	道路管理者	岐阜国道事務所大垣維持出張所	所長	中澤 博士
11			大垣土木事務所施設管理課	課長	林 徹
12	8号委員	垂井警察署	垂井警察署交通課	課長	吉田 雅行
13	9号委員	町長が必要と 認める者	岐阜県都市建築部都市公園交通局 公共交通課	課長	大脇 哲也
14			垂井町総務課	課長	藤塚 正博
15			垂井町建設課	課長	藤江 和明

委嘱期間: 令和7年6月19日～令和9年6月18日

令和7年度第1回垂井町地域公共交通会議 配席図



報告事項 2：県道川合垂井線交通規制に伴う巡回バスのルート変更について

資料 1



令和 7 年度垂井町地域公共交通会議 予算書（案）

1 歳入

単位：千円

款	項	目	令和 7 年度 当初予算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	
2 国庫補助金	2 国庫補助金	2 国庫補助金	3,665	地域内フィーダー系統確保維持 費国庫補助金
3 町補助金	3 町補助金	3 町補助金	0	
4 繰越金	4 繰越金	4 繰越金	0	
5 諸収入	1 預金利子	1 預金利子	0	
	2 雑入	2 雑入	0	
合 計			3,665	

2 歳出

単位：千円

款	項	目	令和 7 年度 当初予算額	備考
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費	0	
		2 事務費	0	
2 事業費	2 事業費	2 事業費	3,665	地域内フィーダー系統確保維持 費国庫補助金相当額（町へ）
3 予備費	3 予備費	3 予備費	0	
合 計			3,665	

令和 7 年度 垂井町巡回バス見直し検討業務（仮称） 業務内容案

1. 業務内容

（1）巡回バス見直し検討

1）課題整理・対応方針検討

- ・運行事業者が記録する日報をもとに便別利用者数、停留所別乗降者数、券種別利用者数の推移等を整理する。また、その結果から、利用者数の少ない便や停留所について要因を分析する。
- ・町に寄せられた住民や利用者からの意見・要望を整理する。
- ・上記の整理・分析結果を踏まえ、巡回バスの課題を整理し、課題解決に向けた対応方針（見直しの方向性）を検討する。

2）見直し案の作成

- ・対応方針に基づき具体的な見直し案（ルート、停留所、ダイヤなど）を作成する。

3）関係機関協議資料作成

- ・運行計画の変更にあたり、関係機関（運行事業者、運輸局等）との協議に必要な資料を作成する。

（2）地域公共交通会議の運営支援（1回）

1）資料作成・議事録作成

- ・運行計画の変更に必要な地域公共交通会議資料を作成する。
- ・地域公共交通会議に出席し、議事概要の作成を行う。

（3）打合せ協議（3回）

打合せは、業務着手時、中間 1 回、成果品納入時、その他発注者が必要と認めるときに行う。

（4）報告書とりまとめ

検討結果を整理し、報告書としてとりまとめる。

垂井町巡回バス見直し検討業務（仮称）

資料 2-2

スケジュール

令和7年6月19日現在

[illegible]

巡回バス 利用者アンケート

町では巡回バスについて、皆さまの利用状況・満足度・ご意見等を把握するため、利用者アンケートを実施しています。今後のサービス改善につなげるため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

垂井町役場 企画調整課 企画係

1. あなた自身について教えてください。

年 齢 (1つに○)	10歳代 60歳代	20歳代 70歳代	30歳代 80歳代以上	40歳代	50歳代
居住地 (1つに○)	①垂井地区 ②東地区 ③宮代地区 ④表佐地区 ⑤栗原地区 ⑥府中地区 ⑦岩手地区 ⑧その他 ((大垣市・養老町・関ヶ原町・その他 ()))				

2. 巡回バスをどのくらい利用していますか。(1つに○)

①週1回以上 ②月1～3回以上 ③月1回未満

3. 巡回バスの利用目的についておしえてください。

利用目的 （１つに○）	①買い物 ②通院 ③公共施設（役場、図書館など） ④駅 ⑤金融機関 ⑥温泉 ⑦帰宅 ⑧その他（　　　　　　　　　　　）
運賃支払方法	①現金 ②回数券 ③１日券 ④定期券 ⑤免除

4. 巡回バスの満足度について教えてください。(1つに○)

(1) バス車両について

バスの乗降のしやすさ	①満足 ②やや満足 ③普通 ④やや不満 ⑤不満
バスの車内の快適性	①満足 ②やや満足 ③普通 ④やや不満 ⑤不満

(2) 運賃について

運賃	1乗車100円	①満足 ②やや満足 ③普通 ④やや不満 ⑤不満
----	---------	-------------------------

裏面につづく

(3) モバイル定期券やキャッシュレス決済があれば利用したいですか。

①利用したい ②簡単なら利用したい ③利用したくない ④わからない

(4) タウンバス時刻表について

時刻表のわかりやすさ ①満足 ②やや満足 ③普通 ④やや不満 ⑤不満

5. バスを利用して良かった点があれば記入してください。

--

6. タウンバスについてご意見・ご要望がありましたら自由に記入してください。

--

この記入用紙は、①バス車内の回収箱、②郵送、③FAX、④電子メール、
⑤役場への持参、⑥LoGo フォームのいずれかの方法で、垂井町役場 企画調整課に提出
してください。

※提出期限 令和 7 年 月 日

○郵 送：〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代 2957-11
垂井町役場 企画調整課 企画係 行

○F A X：0584-22-5180

○電 子 メ ー ル：kikaku@town.tarui.lg.jp

○役 場 へ の 持 参：垂井町役場 2 階 企画調整課

○LoGo フォーム：



ここからも回答できます

[担当]

垂井町役場 企画調整課 企画係

TEL 0584-22-1152 (直通)

協議事項 2：県道川合垂井線交通規制に伴う巡回バスの停留所変更について



令和 7 年 6 月 3 0 日

(名称) 垂井町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

垂井町では、JR東海道本線垂井駅を公共交通の基軸とし、かつてはいくつかの民間バス会社の路線が運行していました。一方、町では、平成6年に高齢者の公共施設間の移動手段として、町営無料福祉バス「すこやか号」の運行を開始しましたが、少子高齢化の進展により、通院、買い物などの日常生活に必要な交通手段が無い高齢者が増え、提供するサービスとニーズに乖離が見受けられるようになりました。

そこで、平成25年に、住民1,000人を対象とした改善要望、利用意向、確保維持などに関するアンケート調査を実施しました。この調査では、巡回バスを買い物、通院、通勤、通学などの日常生活に利用したいという住民ニーズがある一方、運行経費などに対して多額の税金を投入することは、利用しない住民にとって不公平感を伴うものであり、利用者に一定の負担を求めるべきであるという意見もありました。これらの結果を受け、平成26年に、地域の現状を把握し、利用者ヒアリングや住民ワークショップを行いながら垂井町公共交通計画を策定し、路線再編、利用促進など巡回バスの拡充に取り組んでいくこととなりました。平成27年10月には、計画に基づき、路線の再編、運行台数の増加、有償運行といった新しい形で、巡回バスの運行を開始しました。

また、令和2年10月からは、新運行から4年が経過し、利用者が増加している一方で、住民から様々な要望が寄せられたことから、より利便性が高く、住民ニーズに合った運行を行うため、路線等の見直しを行いました。

本計画における地域内フィーダー系統路線である垂井町巡回バス垂井・岩手線、府中・東線、垂井・宮代・表佐線、栗原・表佐・東線は、地域間交通ネットワークであるJR東海道本線と垂井駅で接続しているほか、主要な公共施設、病院、商業施設を経由するなど利用者ニーズに沿った路線となっています。高齢者を中心としたマイカーを利用することができない住民が、通勤や通院、買い物などの日常生活をおくるために極めて重要な手段となっていますが、自治体の運営努力では維持が困難であるため、地域公共交通確保維持事業が必要です。

これらの路線について持続可能な運行を実施していくために、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、持続的にサービスを提供できる公共交通を目指します。

(垂井町地域交通計画 6-4)

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○巡回バスの年間目標利用者数

平成 27 年 10 月より、「垂井・岩手線」、「府中・東線」、「垂井・宮代・表佐線」、「栗原・表佐・東線」の 4 路線、各路線 1 台、計 4 台で運行しています。

利用者実績については、令和 6 事業年度(令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月)の期間では、下記のとおりとなりました。

【1 日あたりの平均乗車人数】

	令和 6 事業 年度【実績】
垂井・岩手線	20.0 人／日
府中・東線	20.7 人／日
垂井・宮代・表佐線	40.2 人／日
栗原・表佐・東線	37.0 人／日
合 計	117.9 人／日

今後は町内における人口が緩やかに減少することが予想されるものの、高齢化率の上昇により利用見込み客が増加することを考慮し、令和 7 事業年度以降の各路線の 1 日あたりの平均乗車人数を目標値として定めます。併せて、継続してバスを運行できるよう費用対効果に関する数値目標を設定します。

【1 日あたりの平均乗車人数】

	令和 7 事業年度 【目標】※	令和 8 事業年度 【目標】	令和 9 事業年度 【目標】	令和 10 事業年度 【目標】
垂井・岩手線	20.3 人／日	20.6 人／日	20.9 人／日	21.2 人／日
府中・東線	20.7 人／日	20.7 人／日	20.7 人／日	20.7 人／日
垂井・宮代・表佐線	40.2 人／日	40.2 人／日	40.2 人／日	40.2 人／日
栗原・表佐・東線	39.1 人／日	41.3 人／日	43.6 人／日	46.1 人／日
合 計	120.3 人／日	122.8 人／日	125.4 人／日	128.2 人／日

(備考) 各年 10 月～翌年 9 月を事業年度としている。

※ 平成 28 事業年度～令和 6 事業年度の実績をもとに平均伸び率を算出し、令和 7 事業年度以降の目標値を設定。ただし、平均伸び率がマイナスの路線は、令和 6 事業年度の実績を目標値に設定。

【費用対効果の数値目標】

	令和 6 事業 年度【実績】	令和 7 事業 年度【目標】※	令和 8 事業 年度【目標】	令和 9 事業 年度【目標】	令和 10 事業 年度【目標】
利用者 1 人 あたりの運行 経費	950 円／人	950 円／人	950 円／人	950 円／人	950 円／人

(備考) 各年 10 月～翌年 9 月を事業年度としている。

※ 令和 6 事業年度の実績を令和 7 事業年度以降の目標値に設定
(垂井町地域公共交通計画 8 - 1)

(2) 事業の効果

商業施設、医療施設への乗り入れを行い、ヘッドダイヤの導入により、利便性の向上を図るとともに、小型車両の導入により、高齢化率が高い末端集落までの路線を設定しました。

これらの取組により、交通不便地域の地区及び対象人口、垂井 1,151 人、東 597 人、宮代 1,740 人、表佐 1,412 人、合原 1,003 人、府中 2,994 人、岩手 1,939 人 合計 10,836 人の高齢者等交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保され、より活発な地域間交流及び社会参加の機会を促進し、地域活性化につなげます。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ① バス車内にコミュニティスペースを設け、こども園の園児が描いた絵を掲示することにより、主な乗客である高齢者が子供や孫と乗車する機会を創出するとともに、不破高校生徒の活動内容を掲示することにより、乗客に対し不破高校の存在を身近に感じてもらうなど、バス内が地域の情報交換の場となり、住民の乗車機会の拡大につながるよう車内掲示を行います。(垂井町)
- ② 全座席にヘッドレストカバーを取り付け、路線図や時刻表を掲示することにより、新規利用者でも利用しやすい環境を整えます。(垂井町)
- ③ 巡回バス側面における広告の掲示方法を見直し、広告面積や設置箇所の拡大により広告効果の拡大を図り、広告主を増やすことにより、自主財源を確保します。(垂井町)
- ④ 運転手との意見交換会を開催することにより、接客の資質の更なる向上や、利用者の利用状況や運行における課題などを集約し、サービスの向上につなげます。(垂井町)
- ⑤ 免許自主返納制度を、広報などで積極的に周知し、高齢等の理由による運転技術の低下が招く交通事故の発生を抑止するとともに、新たな利用者の掘り起こしを行います。(垂井町)
- ⑥ 親子や妊娠中の方の運賃を無料とする「親子パス」、1日乗り放題の「1日乗車券」を導入し、子育て支援、利便性の向上により、利用者の増加を図ります。(垂井町)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

垂井町巡回バス 4 路線の運行に要する費用から経常収益及び国庫補助金を差し引いた差額分について、垂井町が負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
垂井町の巡回バスの1日あたりの利用者数、垂井駅でのバス乗降者数、利用者1人あたりの運行経費を垂井町で利用実績を集計し、評価指標として用います。(垂井町地域公共交通計画8-1)
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
なし
(2) 事業の効果
なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
平成 26 年度 第 1 回 垂井町地域公共交通会議（7 月 17 日開催） （1）垂井町地域公共交通会議の目的と役割 （2）垂井町公共交通の現況と課題 （3）垂井町公共交通計画策定スケジュール ※道路運送法に基づき地域公共交通会議を設立 第 2 回 垂井町地域公共交通会議（10 月 21 日開催） （1）現状の巡回バス「すこやか号」ルート確認 （2）現状把握及び住民意向の調査結果について 利用者ヒアリング調査、住民ワークショップの結果報告 （3）町が目指す公共交通の将来像（案） （4）巡回バスの運行計画（案） ※基礎調査を経て、町の公共交通施策の方向性について合意 第 3 回 垂井町地域公共交通会議（1 月 22 日開催） （1）目標（案）について （2）事業計画（案）について ※垂井町公共交通計画で掲げる施策目標（案）及び事業計画（案）について合意 平成 27 年度 第 1 回 地域公共交通会議（6 月 19 日開催） （1）運行計画について （2）垂井町地域公共交通会議設置要綱の改正について （3）垂井町生活交通確保維持改善計画について ※自家用有償旅客運送運行に関する合意、生活交通確保維持改善計画の承認を得た。 第 2 回 地域公共交通会議（2 月 25 日開催） （1）新巡回バス運行までの取組について

- (2) 新巡回バスの利用状況について
 - (3) 新巡回バスに関する意見等について
- ※新規運行にかかる利用者数と住民意見を取りまとめて報告。

平成 28 年度

- 第 1 回 地域公共交通会議（書面開催）
- (1) 平成 29 年度生活交通確保維持改善計画（案）
 - (2) 新巡回バスの利用状況について
- ※生活交通確保維持改善計画の承認を得た。
- 第 2 回 地域公共交通会議（1 月 17 日開催）
- 平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- ※平成 28 年度事業評価について承認を得た。

平成 29 年度

- 第 1 回 地域公共交通会議（6 月 23 日開催）
- (1) 自家用有償旅客運送の更新登録申請について
 - (2) 平成 30 年度生活交通確保維持改善計画（案）について
- ※更新登録申請と生活交通確保維持改善計画の承認を得た。
- 第 2 回 地域公共交通会議（1 月 10 日開催）
- 平成 29 年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価について
- ※平成 29 年度事業評価について承認を得た。

平成 30 年度

- 第 1 回 地域公共交通会議（6 月 21 日開催）
- (1) 平成 31 年度生活交通確保維持改善計画（案）について
 - (2) 新庁舎建設工事に伴う巡回バスの路線変更について
- ※生活交通確保維持改善計画と路線変更の承認を得た。
- 第 2 回 地域公共交通会議（1 月 11 日開催）
- 平成 30 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- ※平成 30 年度事業評価について承認を得た。

令和元年度

- 第 1 回 地域公共交通会議（6 月 25 日開催）
- (1) 令和 2 年度生活交通確保維持改善計画について
 - (2) 停留所名の変更について
- 第 2 回 地域公共交通会議（1 月 14 日開催）
- (1) 地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について
 - (2) 垂井町地域公共交通計画の改定について
 - (3) ルート等の見直しについて
- 第 3 回 地域公共交通会議（書面開催）
- (1) 垂井町地域公共交通計画の改定について
 - (2) 垂井町巡回バスの見直し（案）について

令和 2 年度

第 1 回 地域公共交通会議（7 月 14 日開催）

- （1）垂井町地域公共交通計画の改訂について
- （2）自家用旅客有償運送の更新登録について
- （3）令和 3 年度生活交通確保維持改善計画について

第 2 回 地域公共交通会議（書面開催）

地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について

令和 3 年度

第 1 回 地域公共交通会議（6 月 25 日開催）

- （1）活性化法法定協議会の設置について
- （2）令和 4 年度生活交通確保維持改善計画について
- （3）自家用有償運送の変更登録申請について
- （4）6 か月定期券制度の導入について

第 2 回 地域公共交通会議（書面開催）

- （1）地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- （2）車両の購入について
- （3）停留所の位置変更について

令和 4 年度

第 1 回 地域公共交通会議（6 月 23 日開催）

- （1）垂井町地域公共交通計画について
- （2）令和 5 年度生活交通確保維持改善計画について

第 2 回 地域公共交通会議（1 月 16 日開催）

- （1）地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- （2）路線の見直しについて
- （3）運賃に関する変更について

令和 5 年度

第 1 回 地域公共交通会議（6 月 21 日開催）

- （1）令和 5 年度予算及び垂井町地域交通計画策定支援業務発注について
- （2）令和 6 年度生活交通確保維持改善計画について

第 2 回 地域公共交通会議（書面開催）

- （1）巡回バス更新登録について

第 3 回 地域公共交通会議（10 月 31 日開催）

- （1）垂井町地域公共交通計画 地域・公共交通の概況及び骨子案について

第 4 回 地域公共交通会議（1 月 19 日開催）

- （1）垂井町地域公共交通計画（案）について
- （2）地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

第 5 回 地域公共交通会議（3 月 26 日開催）

- （1）停留所名の変更について
 - （2）垂井町地域公共交通計画（案）について
- ※垂井町地域公共交通計画について承認を得た。

令和 6 年度

第 1 回 地域公共交通会議（6 月 26 日開催）

- （１）地域公共交通計画の一部修正について
- （２）令和 6 年度生活交通確保維持改善計画の変更について
- （３）令和 5 年度決算について
- （４）地域公共交通計画別紙について

第 2 回 地域公共交通会議（1 月 16 日開催）

- （１）地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

令和 7 年度

第 1 回 地域公共交通会議（6 月 19 日開催）

- （１）交通不便地域の指定に係る申請について
- （２）県道川合垂井線交通規制に伴う巡回バスのルート変更について
- （３）令和 7 年度垂井町巡回バス見直し検討業務（仮称）について
- （４）県道川合垂井線交通規制に伴う巡回バスの停留所変更について
- （５）令和 8 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の認定申請について

19. 利用者等の意見の反映状況

- ①住民アンケート、利用者ヒアリング調査、住民ワークショップ等により得られた住民や利用者の意見を反映し、平成 27 年 10 月から新規路線にて運行を開始しました。
- ②路線改編後も、随時利用者アンケートを実施し、意見の集約を図るとともに、通常運行時における住民からの要望や苦情については、運転手との意見交換を図りながら、出来ることは迅速に対応するよう努めています。
- ③地域公共交通計画の改訂のため、主要集客施設ヒアリングや自治会回覧を実施し、得られた住民や利用者の意見を反映して、令和 2 年 10 月から路線等を見直しして運行しています。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）岐阜県不破郡垂井町宮代 2957-11

（所 属）垂井町役場 企画調整課

（氏 名）高木 一希

（電 話）0584-22-1152（直通）

（e-mail）kikaku@town.tarui.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

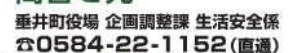
令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 （別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 （別表7のみ）
垂井町	垂井町	(1) 垂井・岩手線	垂井駅	岩手・ 府中地 区	垂井駅	往18.1km 循環	240日	1920回			路線定期	②(2)	JR東海道本線垂井駅 北口、ロータリーへ接 続	③
	垂井町	(2) 府中・東線	垂井駅	府中・ 東地区	垂井駅	往16.5km 循環	240日	1920回			路線定期	②(2)	JR東海道本線垂井駅 北口、ロータリーへ接 続	③
	垂井町	(3) 垂井・宮代・表佐線	垂井駅	宮代・ 表佐・ 東地区	垂井駅	往15.0km 循環	240日	1920回			路線定期	②(2)	JR東海道本線垂井駅 北口、ロータリーへ接 続	③
	垂井町	(4) 栗原・表佐・東線	垂井駅	栗原・ 表佐・ 東地区	垂井駅	往16.4km 循環	240日	1920回			路線定期	②(2)	JR東海道本線垂井駅 北口、ロータリーへ接 続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



栗原・表佐・東線
すこやか号



問合せ先
垂井町役場 企画調整課 生活安全係
☎0584-22-1152 (直通)



垂井・岩手線 時刻表

ときめき号

定員
14名

停留所名	バスの発車時刻 9時台～16時台
① 垂井駅西広場	毎時 0分 発
② 垂井駅北口	毎時 0分 発
③ 御幸橋東	毎時 2分 発
④ いぶき苑	毎時 3分 発
⑤ 下町火の見やぐら前	毎時 4分 発
⑥ 五明稲荷神社	毎時 5分 発
⑦ 南長畑公園前	毎時 6分 発
⑧ 伊吹(伊富岐神社)	毎時 9分 発
⑨ 長畑交差点	毎時 11分 発
⑩ 菩提	毎時 13分 発
⑪ 岩手地区まちづくりセンター(竹中氏陣跡)	毎時 15分 発
⑫ 禅耀寺(竹中半兵衛公墓所)	毎時 16分 発
⑬ 谷	毎時 17分 発
⑭ 宮之前踏切	毎時 19分 発
⑮ 西大石	毎時 21分 発
⑯ 安田医院前	毎時 22分 発
⑰ 漆原	毎時 25分 発
⑱ 高瀬ヶ丘	毎時 28分 発
⑲ 府中中央	毎時 29分 発
⑳ コミュニティ防災センター(美濃国府跡)	毎時 30分 発
㉑ 清水児童公園前	毎時 31分 発
㉒ 古川医院南	毎時 32分 発
㉓ 垂井郵便局	毎時 33分 発
㉔ 博愛会病院	毎時 34分 発
㉕ マックスバリュ	毎時 36分 発
㉖ 役場・文化会館	毎時 40分 発
㉗ トミダヤ	毎時 43分 発
㉘ 垂井駅北口	毎時 44分 発
㉙ 垂井駅西広場	毎時 45分 着

令和2年10月1日改正

府中・東線 時刻表

ふれあい号

定員
14名

停留所名	バスの発車時刻 9時台～16時台
① 垂井駅西広場	毎時 0分 発
② 垂井駅北口	毎時 0分 発
③ 笹原	毎時 3分 発
④ 北清水	毎時 5分 発
⑤ 府中東	毎時 6分 発
⑥ 府中小学校前	毎時 8分 発
⑦ 府中地区まちづくりセンター	毎時 9分 発
⑧ 新井集落センター	毎時 11分 発
⑨ 安田医院前	毎時 12分 発
⑩ 東大石	毎時 13分 発
⑪ 大滝	毎時 15分 発
⑫ 東大滝集会所前	毎時 17分 発
⑬ 敷原藤の森前	毎時 19分 発
⑭ 梅谷コミュニティセンター	毎時 21分 発
⑮ 市の尾口	毎時 25分 発
⑯ 平尾御坊	毎時 27分 発
⑰ 駒引	毎時 29分 発
⑱ パナタウン	毎時 31分 発
⑲ マックスバリュ	毎時 33分 発
㉑ 垂井郵便局	毎時 34分 発
㉒ 博愛会病院	毎時 35分 発
㉓ 不破中学校前	毎時 38分 発
㉔ 役場・文化会館	毎時 42分 発
㉕ トミダヤ	毎時 45分 発
㉖ 垂井駅北口	毎時 46分 発
㉗ 垂井駅西広場	毎時 47分 着

令和2年10月1日改正

垂井・宮代・表佐線 時刻表

さわやか号

定員
14名

停留所名	バスの発車時刻 9時台～16時台
① 垂井駅西広場	毎時 0分 発
② 垂井駅北口	毎時 0分 発
③ ワイワイプラザ垂井	毎時 1分 発
④ 夢の屋	毎時 2分 発
⑤ 保健センター	毎時 4分 発
⑥ 戸海	毎時 5分 発
⑦ 一里塚前(浅野幸長陣跡)	毎時 7分 発
⑧ 野田	毎時 8分 発
⑨ 朝倉運動公園(吉川広家陣跡)	毎時 11分 発
⑩ 北野神社西(池田輝政陣跡)	毎時 13分 発
⑪ 桜林	毎時 14分 発
⑫ 中筋	毎時 15分 発
⑬ 南宮大社前(毛利秀元陣跡 安国寺恵徳陣跡)	毎時 16分 発
⑭ 森下集会所西	毎時 18分 発
⑮ 南森下口	毎時 19分 発
⑯ ゆのきがわ	毎時 19分 発
⑰ 境野口(長東正家陣跡)	毎時 21分 発
⑱ 県営住宅	毎時 23分 発
⑲ 東森下口	毎時 24分 発
㉑ 比女神社	毎時 26分 発
㉒ 老人福祉センター西	毎時 27分 発
㉓ 表佐地区まちづくりセンター	毎時 28分 発
㉔ 表佐小学校北	毎時 29分 発
㉕ ヨシヅヤ	毎時 32分 発
㉖ 役場・文化会館	毎時 34分 発
㉗ タルイピアセンター	毎時 36分 発
㉘ 博愛会病院	毎時 39分 発
㉙ 薬局前	毎時 41分 発
㉚ トミダヤ	毎時 43分 発
㉛ 垂井駅北口	毎時 44分 発
㉜ 垂井駅西広場	毎時 45分 着

令和2年10月1日改正

栗原・表佐・東線

すこやか号

停留所名	バスの発車時刻 9時台～16時台
① 垂井駅南口	毎時 0分 発
② 県営住宅	毎時 5分 発
③ 栗原西	毎時 8分 発
④ あゆみの家(長宗我部盛親陣跡)	毎時 10分 発
⑤ 栗原南	毎時 11分 発
⑥ 合原青少年広場西	毎時 12分 発
⑦ 寿瀬古	毎時 13分 発
⑧ 栗原地区まちづくりセンター	毎時 15分 発
⑨ ハリヨ池西	毎時 18分 発
⑩ 表佐郵便局前	毎時 19分 発
⑪ 老人福祉センター西	毎時 20分 発
⑫ 表佐地区まちづくりセンター	毎時 21分 発
⑬ 地藏院	毎時 22分 発
⑭ 新町	毎時 23分 発
⑮ パロー	毎時 25分 発
⑯ 綾戸4号	毎時 27分 発
⑰ 綾戸10号	毎時 28分 発
⑱ 東地区まちづくりセンター	毎時 29分 発
㉑ ユニチカ前	毎時 31分 発
㉒ 博愛会病院	毎時 32分 発
㉓ タルイピアセンター	毎時 34分 発
㉔ 役場・文化会館	毎時 36分 発
㉕ ヨシヅヤ	毎時 40分 発
㉖ JA垂井支店	毎時 43分 発
㉗ 垂井駅南口	毎時 45分 着

令和5年4月1日改正

観光にもご利用いただけます

例えば…

半兵衛公巡りなら } ときめき号

国府跡巡りなら }

関ヶ原合戦
陣跡巡りなら……… さわやか号 など池田温泉バス
時刻表

池田温泉無料直通バス



◆池田温泉新館 ☎0585-45-0261

※池田温泉の臨時休業等に伴い、運休になる場合があります。

始発 9時台 最終 16時台 ☆ 1時間に1便、各停留所を同じ時間に発車します。



買い物、通院、
駅への移動が
より便利に！

- 垂井・岩手線
- 府中・東線
- 垂井・宮代・表佐線
- 栗原・表佐・東線
- 路線共通のバス停

JR東海道本線 垂井駅時刻表

令和6年3月16日改正

大垣・豊橋方面

平日	平日	平日
8	29	58
9	47	
10	23	56
11	26	56
12	26	56
13	26	56
14	30	57
15	26	57
16	26	57
17	26	57

※予告なしに時刻を変更することがあります。

米原・関ヶ原方面

平日	平日	平日
8	17	49
9	18	51
10	19	49
11	19	49
12	19	49
13	19	49
14	18	49
15	17	45
16	17	45
17	17	45

列車種別・列車名
行先・経由
無印：普通
新：新快速
米原・豊橋

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	垂井町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	13375
交通不便地域等	10836

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
1151	垂井	局長指定
597	東	局長指定
1740	宮代	局長指定
1412	表佐	局長指定
1003	栗原	局長指定
2994	府中	局長指定
1939	岩手	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
垂井町地域公共交通計画	令和6年3月26日	

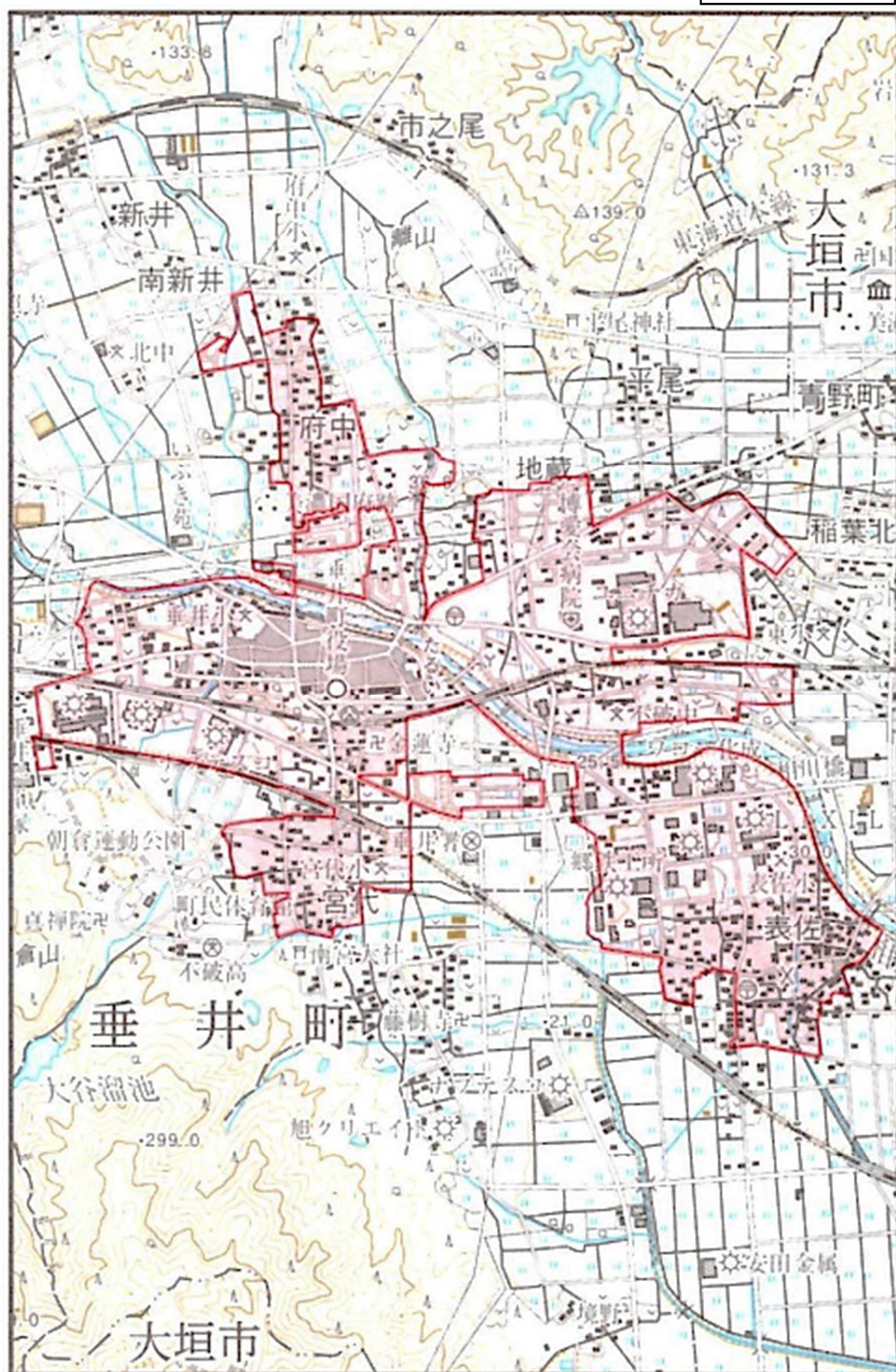
(1)記載要領

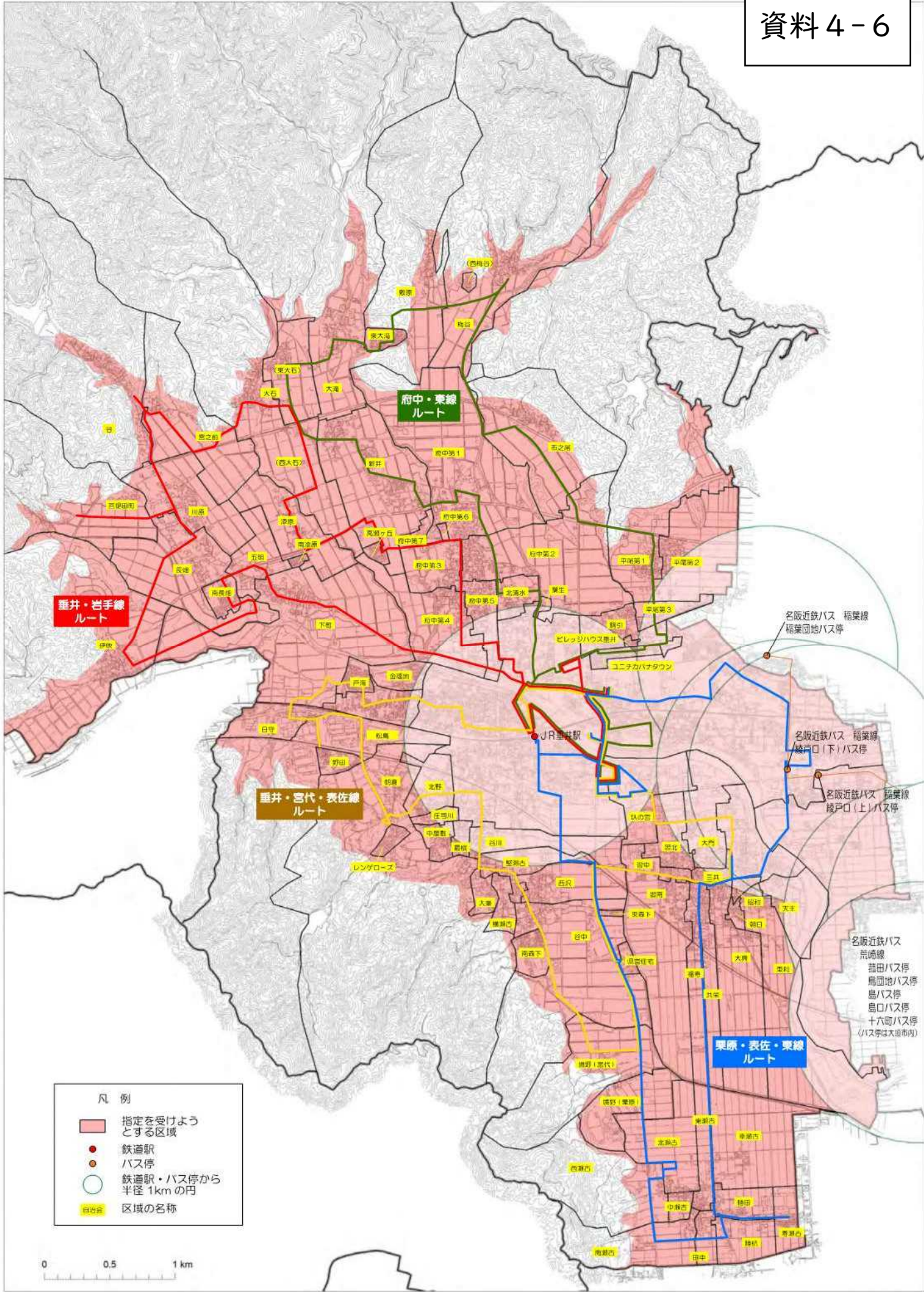
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

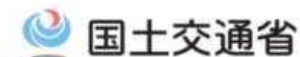
1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

垂井町人口集中地区図面





地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

※令和6年度まではバス事業者等も対象

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



○ 補助率

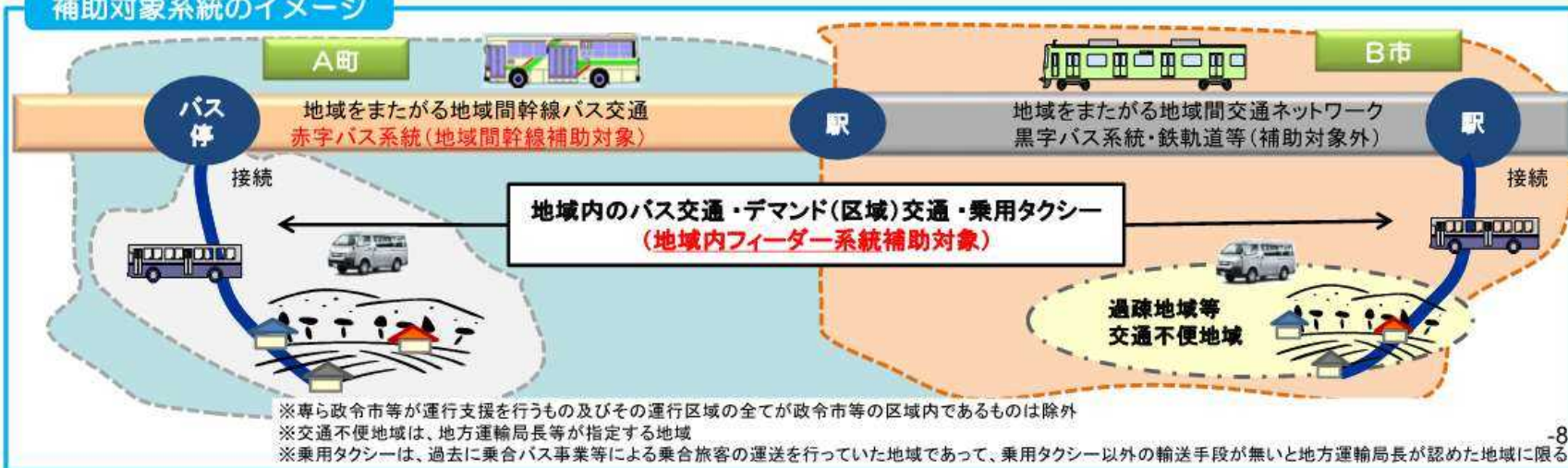
1/2以内

○ 主な補助要件

市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家有償旅客運送者による運行であること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
- ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
- ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
- ・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ



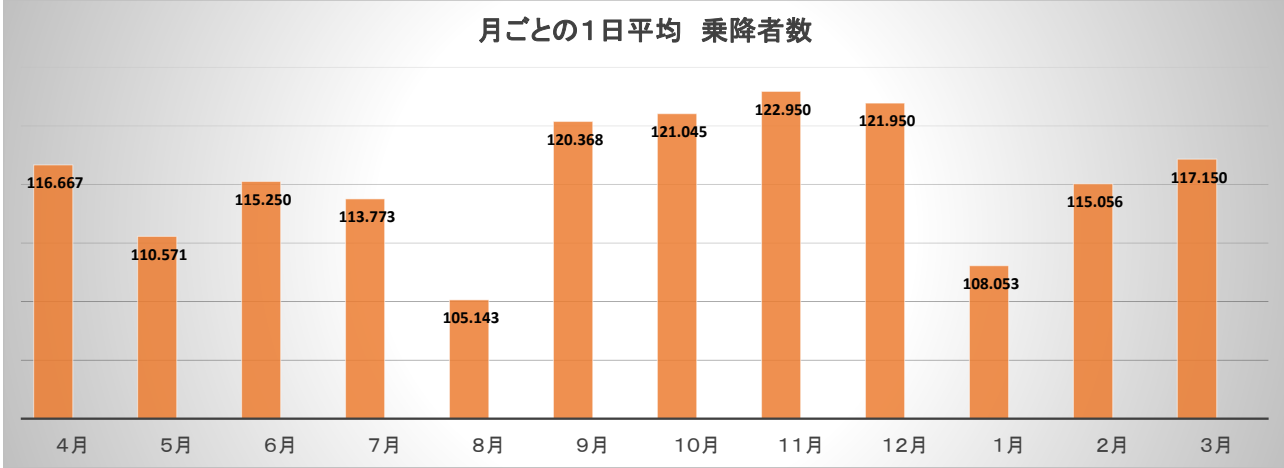
令和 6 年 度 巡 回 バ ス 実 績 一 覧 表

令和7年3月末現在

	巡回バス乗車実績																													定期券・回数券販売															免許返納 定期券 交付実績	総合計	備考					
	ときめき 垂井・岩手線							ふれあい 府中・東線							さわやか 垂井・宮代・表佐線							すこやか 栗原・表佐・東線							4車合計							月合計	池田温泉 福祉バス	回数券 販売実績			1日乗車券 販売実績			定期券1ヶ月 販売実績				定期券3ヶ月 販売実績		定期券6ヶ月 販売実績		
	現金	回数券	定期券	1日券	免除	免許返納	子ども	現金	回数券	定期券	1日券	免除	免許返納	子ども	現金	回数券	定期券	1日券	免除	免許返納	子ども	現金	回数券	定期券	1日券	免除	免許返納	子ども	現金	回数券	定期券	1日券	免除	免許返納	子ども			役場	バス	金額	役場	バス	金額	枚数				金額	枚数	金 額	枚数	金 額
4月	278	58	69	2	19	14	4	188	150	56	1	34	8	2	350	169	108	2	115	94	0	359	123	129	4	85	29	0	1,175	500	362	9	253	145	6	2,450	218	1	34	35,000	—	1	300	1	2,000	—	—	—	—	3	154,800	
5月	197	92	89	6	17	10	2	166	141	32	1	40	—	0	340	160	94	3	129	83	0	381	118	131	14	48	28	0	1,084	511	346	24	234	121	2	2,322	159	4	41	45,000	—	6	1,800	2	4,000	1	5,000	1	9,000	3	173,200	
6月	210	90	80	4	26	3	2	172	111	50	4	36	1	0	319	143	98	1	127	80	0	383	126	138	7	62	32	0	1,084	470	366	16	251	116	2	2,305	163	2	45	47,000	—	3	900	3	6,000	4	20,000	—	—	9	182,300	
7月	214	62	86	7	18	3	1	205	82	32	5	45	34	4	375	159	79	5	139	95	2	424	153	152	6	53	61	2	1,218	456	349	23	255	193	9	2,503	153	1	45	46,000	—	5	1,500	2	4,000	—	—	—	—	1	173,300	
8月	233	61	69	2	17	1	6	166	94	30	2	32	27	13	281	129	66	5	123	79	11	405	109	115	3	74	52	3	1,085	393	280	12	246	159	33	2,208	133	—	36	36,000	—	2	600	—	—	1	5,000	1	9,000	8	159,100	
9月	245	81	65	10	17	12	2	150	88	41	—	39	27	3	292	132	81	7	129	71	—	373	164	104	6	72	75	1	1,060	465	291	23	257	185	6	2,287	152	7	44	51,000	—	6	1,800	2	4,000	3	15,000	1	9,000	6	186,800	
10月	243	81	87	9	21	16	1	185	126	47	13	57	38	2	356	197	79	6	143	82	—	401	177	124	12	84	76	—	1,185	581	337	40	305	212	3	2,663	184	1	55	56,000	—	11	3,300	1	2,000	—	—	—	—	4	179,800	
11月	232	65	92	4	20	7	2	188	97	27	8	48	27	—	363	128	60	2	151	72	—	378	219	109	7	105	48	—	1,161	509	288	21	324	154	2	2,459	193	1	38	39,000	—	5	1,500	—	—	1	5,000	1	9,000	7	170,600	
12月	255	58	58	4	18	7	4	191	90	36	16	59	23	—	348	152	45	6	141	83	1	351	207	107	10	121	48	—	1,145	507	246	36	339	161	5	2,439	213	2	40	42,000	—	8	2,400	1	2,000	2	10,000	1	9,000	2	179,900	
1月	141	46	82	4	21	10	1	160	56	46	12	42	19	—	343	120	74	6	104	77	—	288	154	112	6	86	43	—	932	376	314	28	253	149	1	2,053	159	3	41	44,000	—	7	2,100	—	—	2	10,000	1	9,000	2	158,300	
2月	164	63	74	4	24	13	4	179	56	47	2	54	21	8	268	132	92	4	110	58	—	293	144	117	5	76	58	1	904	395	330	15	264	150	13	2,071	150	5	31	36,000	—	4	1,200	—	—	—	—	—	5	127,600		
3月	205	70	44	5	14	20	5	216	79	57	5	53	38	3	381	128	83	3	112	76	—	320	151	135	7	91	40	2	1,122	428	319	20	270	174	10	2,343	189	3	41	44,000	3	5	2,400	1	2,000	2	10,000	—	—	5	170,600	
小計	2,617	827	895	61	232	116	34	2,166	1,170	501	69	539	263	35	4,016	1,749	959	50	1,523	950	14	4,356	1,845	1,473	87	957	590	9	13,155	5,591	3,828	267	3,251	1,919	92	28,103	2,066	30	491	521,000	3	63	19,800	13	26,000	16	80,000	6	54,000	55	2,016,300	
路線計	4,782							4,743							9,261							9,317							28,103																							

広告収入		36,000	36,000	72,000
------	--	--------	--------	--------

	稼働日数	1日平均
4月	21	116.667
5月	21	110.571
6月	20	115.250
7月	22	113.773
8月	21	105.143
9月	19	120.368
10月	22	121.045
11月	20	122.950
12月	20	121.950
1月	19	108.053
2月	18	115.056
3月	20	117.150
	243	



利用者合計	28,103 人
1日平均	115.7 人
※旧巡回バス 1日平均※旧巡回バス 1日平均77人(平成26年度実績)	

各種推移	H27 (10月～)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者合計 (人)	13,229	26,403	27,833	31,023	30,496	23,837	25,050	26,389	27,918
1日平均 (人)	110.24	108.7	113.6	126.6	127.6	98.1	104.4	108.6	115.4
運賃収入 (円)	－	－	2,011,200	2,214,000	1,997,300	1,607,300	1,855,000	1,885,400	2,027,300
広告収入 (円)	－	－	88,500	0	0	54,000	198,000	216,000	108,000
自主返納交付件数 (人)	－	－	32	55	78	83	52	58	68
経緯	4路線開始 (10月)				コロナ拡大 (3月頃～)	路線見直し (10月)			